平成２３年（フ）第１３４号
福岡市博多区東比恵３丁目８番１号
債務者　中村奈緒子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５号
福岡市博多区板付４丁目13番１―504号
債務者　入江　禮子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２号
鹿児島県薩摩川内市大小路町28番11号
債務者　花増富久代
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
鹿児島県出水市下知識町969番地２
債務者　崎濱　絹代
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
沖縄県島尻郡南風原町字本部489番地５コーポ仕増４－Ｂ
債務者　仲本　和愛
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５２号
北海道余市郡余市町大川町12丁目２番地　改良住宅205号、前住所北海道余市郡余市町黒川町89番地３　町営住宅18棟70号
債務者　畠山香代子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１７号
北海道余市郡余市町大川町２丁目43番地
債務者　片石　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８２２号
京都市中京区大宮通六角上る三条大宮町250番地　シルクハイツ三条301号
債務者　森　　純子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５４号
京都市伏見区深草飯食町786番地　北治マンション205
債務者　中島　真志
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３０号
京都市中京区西洞院通姉小路上る三坊西洞院町563番地　グリーンコーポ御池302号
債務者　岡山　昌彦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８３号
京都市西京区下津林中島町１番地165
債務者　清水　由紀
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
京都市西京区大枝沓掛町10番地７　パティオオカモト311号
債務者　辻野　照夫
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
京都市右京区太秦面影町５番地　サントピア太秦105号
債務者　山下　近直
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
京都市西京区桂久方町113番地２　シャンブルド久方205号
債務者　今井美恵子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
香川県仲多度郡まんのう町四條385番地
債務者　名賀　友美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１１号
佐賀県鹿島市大字高津原1670番地１
債務者　鶴田麻那三
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９号
佐賀県伊万里市木須町4756番地14
債務者　山口　靖典
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部